

別記様式第6号（第8条関係）

平成29年〇月〇日

宇都宮市長 様

主たる事務所の所在地 宇都宮市旭〇丁目〇番〇号  
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇  
代表者の氏名 理事長 宇都宮 太郎 ㊟  
電話番号 028-123-4567

## 定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に 規定する貸借対照表の公告については、 この法人の主たる事務所の掲示場に掲 示して行う。</u>
変更の理由	平成29年4月1日施行の特定非営利活動促進法改正に伴う変更。	
変更年月日		
その他の 事務所の 所在地		

備考 「変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の  
違いを明らかにして記載すること。

### 【NPO法人が行う「公告」とは？】

改正前のNPO法において、下記の3つの場合、広く一般の人に知らせるための「公告」を要すると定められています。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- ②清算人が清算法人について破産手続き開始の申し立てを行った旨の公告
- ③合併の認証後に債権者に対して行う公告

なお、上記①～③のうち、①と②については、定款に記載する公告方法に加え、官報においても公告を行うことが法で定められています。

(例) 定款において「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、〇〇新聞に掲載して行う。」と定めている場合、①と②は、〇〇新聞に掲載するとともに、官報への掲載も行う必要があります。

### 【貸借対照法の公告方法について】

平成28年6月公布の法改正により、新たに「貸借対照表」についても公告が必要となります。貸借対照法の公告方法については、下記の4つの方法があります。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	<b>【記載例1：法人のホームページを選択する場合】</b> ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	<b>【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】</b> ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	<b>【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】</b> ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

### 【附則の追記について】

定款の最後には附則を追記すること。

#### 附 則

この定款は、総会の議決のあった平成〇年〇月〇日から施行する。